

## 肝心なことが未解明、それなのに

### 『あなたは油症ではありません』

1968年10月、カネミ油症が発覚してまもなく、皮膚症状を中心とした診断基準がつけられ、認定・未認定の振り分けをしてきました。2004年以降は主としてダイオキシン類の血中濃度が認定の基準となり、濃度が低い人は認定されません。

2013年4月、長年、油症治療研究班班長をされている古江増隆氏(九州大学医学部皮膚科学)に電話で、  
★PCBやダイオキシン類は、体内のどこに蓄積されて、どのようにして排泄されていくのですか？ ★排泄されるとしたら体内でどのような悪さをしていくのですか？ とお尋ねしましたら、どちらも今、一生懸命に研究中で、残念ながら未解明、まだ解明の途上です というお答えでした。

PCBやダイオキシン類が体内のどこでどのように蓄積され、悪影響を及ぼすのかなどは未解明、研究の途上ですと言われる一方で『血中濃度が低い人はカネミ油症ではありません。それが科学的な判断です』とのこと。当時、カネミ油を食べて発症し、保健所に届け出ている人についても、『血中濃度が低いのですから、カネミ汚染油を食べたり、飲んだりしていないことになります』とも断言されました。

## 未認定被害者、次世代の救済を！

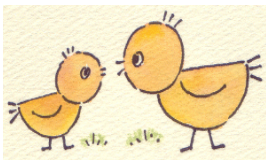
《カネミ油症は病気のデパート》とも言われるほど全身的な症状です。個人差も大きく、これから、どのように被害が続くのかもわかっていません。被害から50年近くが過ぎて、ダイオキシン類が排泄され、たとえ血中濃度が低くても、どのような悪影響が残されているかは分らないのです。当初、認定された人でもダイオキシン類の血中濃度が低い人もいますし、血中濃度を主とした現在の認定基準の見直しも必要とされています。宿輪敏子さんが訴えておられるように、一人一人の症状を診て、聞き取り、根本的な調査、診断の見直しをしてほしいと思います。

保健所等に届出のあった人だけでも1万4320人。2014年3月末現在での認定者数は、2256人。このうち、およそ600人余の方が死亡され、厚生労働省の担当者が把握している範囲内では、34歳以下の認定者はいないということです。



苦しんでいる未認定被害者に対して、責任がありますよね。

『私に責任があるでしょうか？いえ、私の責任ではないと思います』とも仰っていました。



## 《カネミ油症救済法》の見直しに向けて

- ◆健康調査支援金として、国が年19万円を認定被害者に支払う。
- ◆カネミ倉庫は年5万円を認定被害者に支払う。(一時金の分割払いのような性質のもので、払い終えるのに100年がかかる計算です)
- ◆認定者がいる同一家族内での未認定者の認定枠を広げる。
- ◆認定被害者のカネミ油症に関連する医療費はカネミ倉庫が払う。

以上のような「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が2012年8月に成立しました。

被害者にとっては涙がでるほど不十分な内容でしたが、成立から三年後2015年の夏に法律の見直しがされることになっています。そのためにも、今多くの方々にカネミ油症の現実を知っていただくが必要になっています。

web上で《カネミ油症》で検索をしていただくと、九州朝日放送などの動画や、長崎新聞などの特集記事など、多くの情報をご覧になれます。



## 《カネミ油症事件は終わっていない》

では、世界に向けて発信、英訳もされています。

**周りの方に広めて下さい** 今も続いているカネミ油症被害について知るため4人で本の読みあわせをしました。その中の一人が知ったばかりの事実を友人に話したところ活動にカンパをして下さり、このリーフレットを作ることができました。カンパをして下さった H・Sさん、ご協力下さった皆さま、ありがとうございました。内容的には私たちが知りえた範囲のこと、西日本一帯で起きた被害のごく一部でしかありませんが、多くの方にご覧いただけたらと、送料実費で何部でも無料でお送りさせていただくことになりました。周りの方々に広めていただけますなら幸いです。もし、新たなカンパをお寄せいただきましたら次のリーフレットも作っていきたく思っております。ご意見やご感想等いただけますよう、どうぞ よろしくお願いたします。 2014年10月 制作者一同

【連絡先】 〒189-0021 東京都東村山市諏訪町2-4-4 宇宙はてない社  
電話 042-391-9791 文責・清水ゆり子 ブログ《はてなのゆりさん》